

近代におけるブリ漁業の発達と漁場利用

片岡千賀之* · 伊藤 康宏**
マルティネス・サラス・ロシルダ***

Development of Yellowtail Fishery and its Practical Use in Fishing Ground From "Meiji" Era to Pre-War II.

Chikashi KATAOKA*, Yasuhiro ITO** and
Rosilda MARTINEZ SALAS***

Abstract

Due to progress in fisheries capitalization, boat fisheries had been realized through motorization in order to expand their fishing towards offshore, while in the coastal fishings, set net fisheries had improved with changes in the shape given to these art and the materials used.

In case of yellowtail set net fisheries, such changes have evolved through four steps as follows:

1) The traditional yellowtail catching methods were fixed gill net and triangular set net made of rice straw. But a unique type so-called "yellowtail drift gill net" was used in Miyazaki Prefecture. This was invented by Kiemon Hidaka and his son Kameichi Hidaka in 1875.

2) In 1892, the triangular set net made of hemp was invented by Kameichi Hidaka and his son Eizaburo Hidaka. This has been found effective and has been adopted in big-scale catch consequently contributing much to high productivity.

3) In 1910, the same persons introduced for the first time the square set net made of hemp. Traditionally, it was made of rice straw used only for capture of tuna. With this new modification, it was possible to catch not only yellowtail but also tuna and was made popular throughout Japan.

4) In 1919, Terushige Horinouchi in Kochi Prefecture introduced the trap set net. This method, although effective, expanded slowly because the trap caught not only yellowtail, a preferred specie, but the miscellaneous fish caught in a big quantity. However, during the gained popularity especially with low-income fishermen due to its low cost and more stable capture compared to square set net method (3).

The innovations have progressively contributed to high production on the national level. However in Miyazaki Prefecture as well as in the other places, fluctuations in catch had been experienced every now and then with peaks observed more or less every ten years. Such fluctuations in catch depend upon environmental conditions such as natural cycles in water current and other man-made factors such as overfishing brought about by new innovation in fishing gears.

* 鹿児島大学水産学部水産経営経済学講座 (Laboratory of Fisheries Business and Economics, Faculty of Fisheries, Kagoshima University)

** 京都大学大学院農学研究科農林経済学教室 (Doctor Course of Agriculture and Forestry Economics, Division of Agriculture, Kyoto University)

*** 鹿児島大学水産学部海洋社会科学専攻 (Research Student, Marine Social Science Course, Faculty of Fisheries, Kagoshima University)

Before these new innovations were introduced, no problem existed regarding utilization of fishing grounds especially in undeveloped areas. This was due to the fact that only moving fishing gears were commonly utilized. When a shift from moving fishing gears to fixed gill net and eventually to set net occurred, several problems arose mainly; a) Claims on fishing ground areas which was of common use for all. b) Manpower, the set net methods require a number of people in the community for the operation.

Due to the existence of such problems, it was necessary to create regulations for proper utilization of fishing grounds. In 1901, the "Meiji" Fisheries Law was established for the first time defining fishing rights were necessary to use the fishing ground. In 1910 and in 1933 at the height of the "Showa" economic crisis, the law was revised in order to motivate establishment of fisheries co-operative for the benefit of all. As a result, the set net fishing right were given more to these co-operatives allowing them to engage in business, nevertheless the fisheries law didn't discribe any precedence of its ownership and management.

I. 課 題

近代日本における漁業の資本主義発達は、漁船漁業でいえば漁船の動力化を通じての漁場の外延的拡大過程で端的に示されるが、定置漁業では、網の材質・構造の変革が生産力展開の基盤をなす。

ブリは、主に定置網によって漁獲されてきたが、その技術発展は、藁台網・建刺網→日高式大敷網→大謀網→落網といったコースをたどり、漁獲量もそれに応じて増大していった。技術発展は、必然的に旧来の漁業秩序・漁場の占有利用関係に影響を及ぼし、その再編成を随伴せざるを得ない。漁業組合の育成・強化を一つの目的とした明治漁業法の制定・改正は、定置漁業権を漁業組合に集中させる方向で、漁場利用の再編を促進していった。本稿では、全国的にブリ漁業の発展過程と漁場利用の再編動向を検証すると同時に、ブリ定置漁業の先進地であった宮崎県をとりあげ、その具体的な過程と特殊性を考察する。

ブリ漁業経営および漁場地代についての考察は別稿にゆずる。

II. ブリ漁業技術の発達

1. ブリ漁業の発達段階

明治以降のブリ漁業は、定置漁業技術の発達に応じて以下の4段階を経過する。

第Ⅰ期：明治24(1891)年までの幕末の延長とみなしうる時期である。主要漁業地は日本海および西南海区で、主要漁法は建刺網と台網である。『水産事項特別調査』に示された主要ブリ漁業地のうち、富山湾は伝統的に台網、鹿児島県では明治以降に開発された薩南地域のブリ飼付漁業¹⁾、内之浦のブリ大敷網²⁾に特化しているが、他地域は小生産者による建刺網が主体であった。ブリ仔を漁獲するには罟刺網や地曳網が用いられたし、釣り漁法では曳縄、延縄も盛んに行われていた³⁾。

ブリ漁獲高は、一般的な漁場利用の混乱に加えて、小漁具ゆえの乱設・競合によって変動著しいが、平均して100万貫程度とみなして良からう(表1)。

第Ⅱ期：明治25(1892)年に宮崎県東臼杵郡伊形村赤水の日高亀市・栄三郎父子によっていわゆる日高式ブリ大敷網が考案されて、ブリ漁業は画期的な飛躍をとげる。日高式大敷網

表1. 全国ブリ漁獲高の推移

年次	千貫	千円	年次	千貫	千円
明治21年	297	48	大正4年	7,261	4,550
〃 22〃	1,106	208	〃 5〃	8,569	5,681
〃 23〃	926	204	〃 6〃	6,014	4,791
〃 24〃	3,953	718	〃 7〃	5,751	7,133
〃 25〃	1,876	351	〃 8〃	5,961	10,120
〃 26〃	?	?	〃 9〃	9,006	16,995
〃 27〃	3,817	837	〃 10〃	5,803	12,540
〃 28〃	4,002	1,006	〃 11〃	4,160	9,259
〃 29〃	3,816	1,049	〃 12〃	4,892	10,479
〃 30〃	3,491	1,112	〃 13〃	5,357	11,284
〃 31〃	3,301	1,098	〃 14〃	5,917	11,668
〃 32〃	3,771	1,679	昭和1〃	7,671	12,948
〃 33〃	5,437	2,219	〃 2〃	8,146	12,127
〃 34〃	5,399	2,077	〃 3〃	6,020	10,221
〃 35〃	3,559	1,749	〃 4〃	6,500	10,058
〃 36〃	3,680	1,711	〃 5〃	6,797	7,866
〃 37〃	3,650	1,843	〃 6〃	6,917	7,191
〃 38〃	3,554	1,959	〃 7〃	8,908	9,075
〃 39〃	4,700	2,828	〃 8〃	9,846	10,935
〃 40〃	4,962	3,006	〃 9〃	8,568	9,655
〃 41〃	6,004	4,110	〃 10〃	8,334	9,672
〃 42〃	4,953	3,128	〃 11〃	9,934	11,531
〃 43〃	4,690	3,370	〃 12〃	8,286	10,383
〃 44〃	5,185	3,561	〃 13〃	7,909	10,864
大正1〃	5,977	4,273	〃 14〃	5,982	11,667
〃 2〃	6,560	4,914	〃 15〃	9,025	15,975
〃 3〃	6,129	4,358			

注：明治27年から37年までは、北海道分を除く。但し、この期間の北海道のブリ漁獲高は極めて少ない。

資料：明治25年までは「定置漁業界 第25号」、それ以降は農林水産省・農林統計研究会『水産業累年統計 第2巻』（昭和54年）。

を富山湾の藁台網に比べれば、身網全てが麻製となり、耐久性、耐波性を増し、網の大型化、漁場の沖合化を可能とするものであった。富山湾の台網も身網の一部が麻製のものもあったが、ほとんどが藁縄製であった。

網材料の変革は、明治20年代の麻栽培の盛行、製網技術の発達と魚価の上昇とによって支えられていた。網の規模は、漁場条件の差によって異なるが、平均的には、身網は藁台網で奥行70尋、網口35尋であったのが、日高式では120尋、144尋と倍の大きさとなったし、網揚げ漁船および漁夫数は、2隻・20人位から10隻・100人へと増大した。また藁台網は夜間網揚げしたが、日高式大敷網は、昼間であるので魚群が網に入ったかどうか監視する魚見人、船番などが新たに加わり、一統あたりの従業者は更に増す。一網あたりの漁獲量も急増した。建刺網と比べれば尚更である。日高式大敷網は、宮崎県下でまたたく間に普及した上で、県外に伝播していく。明治30(1897)年の高知県を皮切りに、30年代には三重県・京都府、40年代には富山湾、新潟、長崎、山口、島根、静岡、神奈川へと。普及過程で、大敷網の特性を生かして、ブリ漁業地の拡大(静岡・神奈川)、富山県では台網から、日本海では建刺網から、西南海区では建刺網や不漁に陥っていたマグロ大敷網からの転換がみられる。また、ブリ大敷網は、大量の資本と労働力それに技術を要するので、それらも大敷網の普及過程で、宮崎県や先進地から同時に導入されていった⁹⁾。

この時期の漁獲高は、それ以前の100万貫前後から、300万貫台に飛躍し、かつ漁獲は安定するようになった。日高式大敷網の普及しない間にも、漁獲が安定し始めたというのは、建刺網やブリ仔を獲る罫刺網、地曳網、飼付け・曳縄・延縄といった釣り漁業も相当盛んに行われていたことを示す。

第Ⅲ期：明治43(1910)年、大敷網に続いて日高父子は、ブリ大謀網を考案した。元来、大謀型定置網は東北太平洋岸に発達していたが、藁縄製であったので専らマグロを漁獲し、俊敏なブリを捕獲しえなかった。日高式ブリ大謀網は、身網を麻製としたのでブリ漁獲が可能となった。そもそも大敷網は、身網の形状が三角形で、その一辺が網口として開口しているので、魚群は入りやすいがまた出やすい構造となっていた。これに対し大謀網は、楕円形の身網で、網口も小さいので魚の入りは悪くても一旦入れば容易に逃がれ難い特徴を備えている。それゆえ、魚群が入った時の網口の閉鎖(揚網)にかかるクリティカル・モメントを緩和し、漁獲を安定せしめるものであったし、身網を大きくすることによって大群を捕獲しうるようになった⁹⁾。一統あたりの従事者数は、大敷網と大差がなかった。日高式大謀網に続いて大正1(1912)年に富山県氷見郡阿尾村の上野八郎右衛門が日高式大敷網・大謀網を基に、独自の工夫を加えて上野式を考案した。日高式大謀網は、身網の全てが有底であるのに対し、上野式は一部が有底で、他の一部は運動場になっている。上野式は、漁船10隻、漁夫120人位で操業されたので網の規模は一層大型化した。ブリ定置網の主流が大敷網から大謀網にとってかわられるのは、大正9(1920)年以前のことで、短期間によく大謀網が普及した。大正9年では、ブリ・マグロ大敷網・大謀網が7統以上ある府県だけをとりあげてみると、ブリ大敷網が202統、ブリ大謀網が313統となっている⁷⁾。ブリ大謀網は、マグロ大謀網の発達していた東北・北海道の太平洋岸で顕著に普及したこと、ブリ藁台網をほとんど消滅させたことなどが特徴としてあげられる⁹⁾。藁台網とともに刺網も急速に衰退していったし、釣り漁法も飼付け漁法を除いて減少していった。大謀網の普及過程では、大敷網の時と

同様資本・技術・労働力が拡散していく⁹⁾。

この時期の漁獲は、平均500万貫台に達した。

第Ⅳ期：大正8（1919）年、高知県安芸郡椎名の堀内輝重が、従来の落網をブリ漁業に適用して土佐式ブリ落網を、北海道では箱網を両端に設けた北海道式が考案された。落網の長所は、無底の運動場と箱網との間に昇り網をつけて、魚群は箱網に入りにくいですが、一旦入れれば容易に出られない構造をもっており、魚見人、番船を不要とした上に、揚網作業を定時化したので、揚網にかかわる特別の技能を要しなくなった。さらに重要な特徴は、網規模も少々小型であるうえ揚網は箱網だけを揚げればよいので、所要漁船・漁夫数・時間がほとんど半減したし、経営費もその分軽減しえた。三重県の例で大謀網と落網との規模を比較してみると、持船数で7.6隻と3.8隻、操業人数で107人と56人、揚網間数で178間と58間となっている¹⁰⁾。

落網はこうした長所をもっていたにも拘らず、普及は遅々として進まず、昭和初期から序々にとり入れられ、優勢となるのは昭和恐慌期間中のことである。即ち、昭和5（1930）年には、ブリ大敷網117漁場、ブリ大謀網283漁場、ブリ落網125漁場であって、大謀網が主体であったが、昭和11（1936）年には各々62、197、289漁場に変っていた¹¹⁾。

ブリ落網の普及・伝播が緩慢であった理由は、雑魚の捕獲にはすぐれていても、ブリの大群を捕獲しがたかったため¹²⁾ 宮崎県では、優良漁場には大謀網を、漁場価値の低い漁場や新規漁場には落網をという使い分けが行われていた¹³⁾。それにも拘らず、昭和恐慌期に落網が急速に増大していくのは、不況の深化によって、ブリ漁業に対する投機熱の減退、漁場主義論、経済更生運動が進展し、地元漁民への漁業権所有・漁業経営の集中化が図られた結果に他ならない。そのことは、資本や技術および労働力を地元で自給する、自立化の過程を含んでいた。三重県では、昭和2（1927）年に落網が導入され、昭和8（1933）年には24統に達するが、漁業権を漁業組合が確保し、経営者は地元民による共同経営（「大敷組合」）が支配的となっていく¹⁴⁾。そのためには小資本・少ない労働力で経営のできる落網は極めて好都合であった。

この期間のブリ漁獲量は、600万貫台を安定的に記録するようになる。

2. 宮崎県の場合

全国のブリ漁獲量の推移は、段階的に増加し変動の少ないことを特徴としている。これは地方毎の豊凶差や各漁法毎の変動が相殺された結果で、地方毎にみれば変動が激しいのが一般である。宮崎県では、ブリの漁獲変動は、一定の周期、10年毎に増減し、必ずしも増加傾向にあるとはいいがたい（表2）。これは、海況の変動やブリ資源の周期性といった自然的な原因と、漁獲努力（漁法の改良・統数の変化）や漁場利用方法といった人為的な原因とに基づくものであろう。この漁獲変動の激しさ、特に不漁期において漁法の改良や転換が、漁場利用や経営方式の変化とともにあらわれてくるのは興味深い。

宮崎県におけるブリ漁業の変革は、日高家によって導かれてきた。その過程を、全国で行ったと同様に4段階に分けて考察する。

第Ⅰ期：藩政時代から行われていたブリ漁法といえば、「まぎり」と称する曳縄漁法だけといってよく、これはせいぜい一隻に2～3人が乗り組んで行う小漁業であり、漁獲も一度に数尾が限度であった¹⁵⁾。

表2. 宮崎県、日高家および日高家経営赤水漁場におけるブリ漁獲高の推移

年次	宮崎県		日高家			日高家赤水漁場		年次	宮崎県		日高家赤水漁場	
	千貫	千円	漁場数	千尾	千円	千尾	千円		千貫	千円	千尾	千円
明治25年	?	?	1	51	15	51	15	大正6年	507	271	40	87
◇ 26 ◇	?	?	4	115	43	81	30	◇ 7 ◇	219	195	47	151
◇ 27 ◇	356	?	4	427	137	299	96	◇ 8 ◇	71	97	55	276
◇ 28 ◇	647	145	5	404	150	283	105	◇ 9 ◇	242	510	76	342
◇ 29 ◇	373	72	7	144	64	101	45	◇ 10 ◇	167	405	43	187
◇ 30 ◇	298	76	7	82	50	57	35	◇ 11 ◇	201	456	46	263
◇ 31 ◇	71	18	4	25	21	17	15	◇ 12 ◇	298	778	69	234
◇ 32 ◇	64	26	4	11	9	8	6	◇ 13 ◇	331	713	5	25
◇ 33 ◇	351	110	4	42	28	30	19	◇ 14 ◇	156	332	19	151
◇ 34 ◇	308	91	4	110	58	77	41	昭和1 ◇	242	477		
◇ 35 ◇	261	77	4	103	63	72	44	◇ 2 ◇	265	504		
◇ 36 ◇	343	111	4	24	22	17	15	◇ 3 ◇	357	758		
◇ 37 ◇	104	33	4	30	24	21	17	◇ 4 ◇	399	841		
◇ 38 ◇	83	32	4	36	38	25	27	◇ 5 ◇	75	129		
◇ 39 ◇	75	36	4	39	33	27	23	◇ 6 ◇	109	130		
◇ 40 ◇	46	25	6	213	258	105	129	◇ 7 ◇	216	244		
◇ 41 ◇	73	41	15	216	304	43	61	◇ 8 ◇	162	279		
◇ 42 ◇	40	23	16	217	289	41	54	◇ 9 ◇	162	253		
◇ 43 ◇	47	27	12	182	230	46	58	◇ 10 ◇	198	285		
◇ 44 ◇	119	68	12	293	403	73	101	◇ 11 ◇	193	228		
大正1 ◇	469	446	12	448	617	113	154	◇ 12 ◇	201	209		
◇ 2 ◇	807	804	15	487	635	130	169	◇ 13 ◇	383	504		
◇ 3 ◇	761	680	18	704	802	225	292	◇ 14 ◇	206	383		
◇ 4 ◇	1,544	771	17	409	417	185	244	◇ 15 ◇	145	?		
◇ 5 ◇	178	88	?	?	?	95	152					

注：日高家経営については、明治39年までは宮崎県下のみなので、相互に比較が可能である。

資料：宮崎県については、明治30年までは農商務省『水産調査報告 第11巻 第2冊』（明治35年）、それ以後は、各年次『宮崎県統計書』、日高家については『日高亀市翁之事蹟』（昭和30年）、日高家経営赤水漁場については、同家所蔵「赤水漁場漁獲明細表」より作成

慶応2（1866）年に、東臼杵郡伊形村赤水の日高喜右衛門・亀市父子は、地元で行われていたエビ固定刺網にヒントを得て、ブリ建刺網を考案し、麻生産地であった安芸国賀茂郡の漁網製造家によって調整された。結果は、網の構造の不備と操網の不慣れのためついに成功しなかった¹⁶⁾。

近世以降全国に普及していたブリ建刺網が何故宮崎県に定着しなかったのか理由は不明であるが、日高父子による建刺網の失敗によって、宮崎県はブリ漁業の未発達地域にとどまった。ところが、このブリ建刺網が宮崎県に持ち込まれる際、大分県佐伯地方の漁民がこの網にヒントを得てブリ曳網を考案している。そして、明治初年には鹿児島県内之浦に持ち込まれ、明治17（1884）年には宮崎県南那珂郡鶴戸村でも行われていた¹⁷⁾。ただ、このブリ曳網は限られた地域で行われたにすぎない。

明治7（1874）年に、前記日高父子は、広島県下で行われていた中高網をヒントに、イワシ沖取追込網を考案した。この追込網は地曳網にかわってイワシ刺網とともに明治期宮崎県の主要イワシ漁法に発展したが¹⁸⁾、もう一点重要なことは、日高父子の脳裏に、網を固定してブリを漁獲するのではなくて、魚群を追いまわしてとるという発想の転換をもたらしたことである。

そしてついに翌8（1875）年に、ブリ沖廻刺網を考案し、成功させている。これは、長さ1,000尋、幅30尋の網を3隻の漁船に積み、魚群を2重3重に囲繞した上で、船板を叩いてブリを脅し網に羅らせるものである。夜間ならば、篝火で魚群を集め、これを包囲した上で突然火を消し、ブリを網に刺させる¹⁹⁾。

このブリ沖廻刺網は、全国に普及していたブリ建刺網とは、漁具を固定しない点で、ブリ仔を対象とする囲刺網と比べれば規模も大きく、二重・三重に魚群を囲繞する点で独創的なものであった。運用漁具であり、漁業規模からして前年考案されたイワシ追込網に類似している。

沖廻刺網は、一度に2～3千尾を漁獲しえたから、日高家に倣って近隣漁村に受け入れられていった。それはイワシ追込網では漁獲が増大しても魚価は逆に暴落し、処分にも困る事態が発生したし、追込網漁業とブリ廻刺網漁業とは漁船、操業者数がほぼ同じであったためである。

日高家では、特に明治13（1880）年から16（1883）年にかけてが豊漁で約11万尾に達し、そのために見習うものが続出し、東臼杵郡だけで40張を越したという。そのため赤水の沖合は「三ヶ村入会ノ漁場ナルヲ以テ其紛擾甚シク一度魚群ノ来ルヲ見ルヤ二百余艘ノ漁船勇往奮進争先而漁場ヲ攪乱シ以テ不漁ノ端ヲ開キ明治廿三年ニ至リテハ只予（亀市……著者）ト外一人ノ漁業者アルノミ他ハ悉ク廃業スルノ悲境ニ至レリ」という²⁰⁾。ところが明治24（1891）年には再び魚群の来遊があって約10年ぶりに廻刺網が復興する。この網は南那珂郡でも盛んになったが、この間の動向を南那珂郡南郷村でみると、従来ブリ漁業は釣りや地曳網で混獲されるだけで專業者はいなかったが、「罾刺網ナルモノヲ調整シテ漁業ニ従事シタルニ其創業ノ当時式参ヶ年ハ多少ノ捕獲アリタルモ其後続々刺網ヲ調整シテ出願許可ヲ得テ斯業ニ従事シタルニ其結果甚シキ弊害ヲ来セリ奈何トナレハ各自一己ノ私利ヲ得ント欲シ未ダ群魚ノ網代場ニ近ツカサルニ先シ競争魚道ニ網ヲ投シ空シク罾魚ヲ逐逃スルノミニシテ僅少ノ捕獲タニ無之実ニ遺憾ニ不堪サル次第」となった²¹⁾。

乱設、漁場利用の混乱と魚群の回遊減少とによって、明治10年代前期に台頭したブリ漁業も急速に衰退したが、明治24 (1891) 年頃から再び回復をみせている。この後ブリ刺網は幾分改良され、「始メハ囊ヲ付サス其刺シ羅ラスヲ目的トセシカ近時 (明治30年頃…著者) 豊後こびき網ニ倣ヒ囊ヲ加ヘ囊中ニ駆リ入ルト袖網ニ刺サシムルノ両途トセリ」²³⁾。再び、大分県のブリ地曳網に倣って、ブリ廻刺網が有囊式に改良されたのである。

ブリ廻刺網が、宮崎県下だけで普及したのかどうかの判断はむつかしいが、あるいは熊本県のブリ廻刺網もブリ仔罎刺網ではなくて、宮崎県のものが伝播したのかも知れない²³⁾。

明治前期の宮崎県のブリ漁業は、ブリ廻刺網を主体に、曳縄や地曳網でも漁獲されており、漁獲量は急上昇し、明治24 (1891) 年の『水産事項特別調査』では、全国8位、11万貫を記録している。しかし、いずれの漁法とも漁具を固定しない運用漁法であり、特別の漁業免許要件もなくかつ比較的小資本で営み得るので、着業者が殺到、魚群の来遊を混乱させて漁獲が激減した。漁業経営も窮地に陥った。

第Ⅱ期：日高亀市・長男・栄三郎父子がブリ大敷網を考案するに至った動機は、ブリ廻刺網によっては捕獲しえない水深の所にブリの魚道が移動し、ブリ漁業が著しく衰退したためであった。明治20 (1877) 年ごろから山口・長崎のマグロ大敷網を視察したり、独自に研究し始めた亀市に、水産伝習所の学生として宮城県下のマグロ大謀網漁業の実習をした栄三郎が、ブリが網目をくぐって脱出する話を聞いて細目の網を使用することを伝えて、明治24 (1891) 年に前記広島県の製網業者に網を調整させて敷設し、翌25 (1892) 年によろやく漁獲をみた。身網全てを麻製とした点が画期的で、これによって網の規模も一段と大きくすることが可能となった²⁴⁾。当時、県下の網地は、全て麻糸が使われており、その供給地は、郡によって異なるが、東臼杵郡では広島県が最も多く、次いで愛媛県、郡内となっていた²⁵⁾。ブリ建刺網以来の麻産地との交流が、麻製大敷網を生み出す条件であった。網の規模は一般には、身網の奥行180尋、網口110尋で、日高家によって最初に試みられたものよりは、奥行が長く、網口は小さくなって漁獲の確実性が追求されていく。使用漁船10隻、従業者100人、網一統の材料費だけで3千円をこすので、替網も準備すればその2倍が最低限必要となり²⁶⁾、漁業規模はブリ廻刺網の時と比較にならないほどのものとなった。

日高家の初年度の漁獲は、漁期が短かく替網もなかったにも拘らず、5万尾・15千円を漁獲し、着業資金を一挙に回収して余りあるものであった (表2)。そのため2年目からは漁場数を増加していき、明治29 (1896) 年には県下7漁場に及んだ。漁獲量は、明治27 (1894) 年には42万尾を漁獲した。7漁場を経営した時は、地元の赤水村をはじめ入会漁場利用してきた土々呂、鯛名村から漁船240隻、従業者2,000人を雇用し、塩ブリ製造所は4棟、汽船の横づけできる棧橋を備えるまでになっていた²⁷⁾。

日高家の成功をみて後継者が殺到し、明治27 (1894) 年度には17漁場、28年度21漁場、29年度27漁場と急増し、ピークを迎えた。漁獲量も、県全体で明治28 (1895) 年度には最大の約64千貫に達した。そのほとんどは大敷網による漁獲であったろうし、また大半が日高家によって漁獲された。

ところが、この時期になると大敷網の乱設・漁場利用の混乱に加えて、ブリの回遊が減少期に入ったためか、漁場数、漁獲量は、明治29 (1896) 年度以降激減した。漁場数は明治30年代後半には、わづか5～6漁場となった。漁獲量は明治30年代半ばに回復するものの、そ

の前後は著しく少なかった。日高家は明治31(1898)年度以降は赤水3, 北浦村市振漁場1, 計4漁場に縮小したし, その漁獲量も県全体の動向と同じく, 明治20年代末以降の著減, 30年代半ばの回復, 30年代後半の著減をみせた。日高家は明治39(1906)年から県外への進出を始めるので, 日高家経営の赤水漁場(3ヶ所)だけに限ってみれば, 日高式大謀網の出現まで不漁が続いたことがわかる。県全体のブリ漁獲高に占める日高家あるいは赤水漁場の地位は圧倒的に高く, 優良漁場を逸早く占有したことが示されている。

次に, 東臼杵郡北浦村宮野浦の高島漁場で見ると, 明治26(1893)年にブリ大敷網が敷設され, 29(1896)年度までは2~3万尾台を得たが, その後1万尾前後に激減し, 34(1901)年度には2万4千尾に回復した。しかし, 35(1902)年度が不漁であったので, 36(1903)年度からは休業・廃止された。再び着業をみるのは大正1(1913)年度である²⁹⁾。

同郡南浦村島野浦では, 明治24(1891)年に鼻隈漁場でブリ敷網が開始されたが, 翌年ブリ大敷網に改良された。ところが26(1893)年には島野浦の上ノ高漁場が開発され, 相当な漁獲を得たが, 鼻隈漁場では漁獲が激減した。そのため鼻隈漁場側が28(1895)年に差し止め訴訟を請求し, 上ノ高漁場を敗訴させ休業せしめた。しかし, 鼻隈漁場も不漁によって32(1899)年から休業に陥った。島野浦での定置再開は, 大正2(1913)年のことである²⁹⁾。

ブリ大敷網は, 日高父子によって着業されて以降, 東臼杵郡・南那珂郡に急速に伝播していくが, それは従来のブリ廻刺網や地曳網等を序々に駆逐していった。ところがブリ大敷網が極端な不調に陥っており, 多大な資本と労働力を要する大敷網を創業しえない小漁業者によってブリ飼付漁業が着手される。明治38(1905)年児湯郡高鍋町の漁業者6名が共同で, 鹿兒島県から技術を習得して行ったが, 不成績で中止してしまった。その後を受けて宮崎県水産試験場が南那珂郡都井村地先で明治42~44(1909~11)年に委託試験を行ったが, これも不成功に終わった。また, 大正4(1915)年には, 東臼杵郡細島町の漁業者と経験のある高知県人の5名で開始されるがこれも失敗した³⁰⁾。それ故, 宮崎県下のブリ漁業は日高式ブリ大敷網漁業に単一化していったといつてよい。

その他漁業技術上の改良といえば, 日高栄三郎が, 明治41(1908)年に発明した化学網染料防腐剤であろう。タンニンと銅を化合させたこの染料は, 従来のタンニンとカッチによるものよりも網網の寿命を大幅に引きのばして経費の節減に貢献した。

以上が宮崎県下でのブリ漁業の動向であるが, 漁場が狭隘となり, ブリ漁獲量も減少した明治30年代に入ると, 日高式大敷網は各地に伝播していく。その最初は, 明治30(1897)年の高知県高岡郡上の加江漁場であり, 次で32(1899)年には三重県北牟婁郡島勝浦漁場であった。日高式大敷網の普及過程で宮崎県人の果たした役割は大きかったが, それは主に技術指導, 漁夫の出稼ぎという形であって, 資本進出は以外と少ない。日高家が県外に直接進出するのは, 明治39(1906)年の福井県大飯郡音海村が最初である。漁業権を取得し, 漁夫数名を赤水から派遣し, 船と他の漁夫は現地で雇うというものであった³¹⁾。この時の成功によって, 各地に敷設され, 明治42(1909)年には, 地元4漁場, 県外12漁場, 計16漁場を経営するに至った。日高家以外にも県外に進出した宮崎県人はいないではなかったが数は少ない。

第Ⅲ期：ブリ大敷網の不調に直面して一方で県外進出を図りながら, 他方で日高亀市・栄三郎父子は漁法の改良に努め, 明治43(1910)年に日高式改良大敷網=大謀網を完成させた。身網の奥行180尋, 網口96尋なので, 大敷網に比べれば, 身網は大きく, 網口が小さくなって,

魚の入りは悪くても一旦入った魚は容易に出にくくなり、かつ身網を大きくすることで大群の捕獲をも目指していた。大謀網の成功によって、ブリ大敷網は大謀網に急速に転換するとともに新漁場の開発がおし進められた。休業に陥った漁場で、大謀網による再開もあって、県下のブリ漁場は、5～6漁場から十数漁場に増加し、漁獲量も激増し、記録を更新していった。特に大正4(1915)年には、1,544千貫にも達し、全国漁獲高の21%を占める豊漁であった。しかし、その後は漁獲を減少させ、大正12・13(1923・24)年に幾分の回復をみせたが、その後は再び減少した。宮崎県のブリ漁獲高変動は、しかし、大敷網時代に比べて変動幅が小さくなり、漁場数、漁業経済も安定化した。漁場としては東臼杵郡が中心であることには変りないが、南那珂郡の比重が大正中期以降漸増してきた。日高家経営の赤水漁場でみると、大正初期に漁獲増加はあるが、県全体の増加率に及ばず、その後も漁獲は極めて定安していた。赤水漁場の価値は、相対的に前期より低下していた。

また、大敷網から大謀網への転換に併行して、大正初期頃から動力曳船が出現した。これによって、ラインホラーなどの据え付けはみられなかったものの、漁場への往復時間を短くし、明治30年代末頃から進展していた塩ブリ製造から鮮魚出荷という商品価値の増進に拍車をかけた。

県下で大敷網から大謀網への転換が急速に進んだが、日高家では県外直営漁場でも迅速に漁法転換を行うと同時に、積極的に漁場開発に乗り出していく。明治42(1909)年既に県内外合わせて16漁場を支配していたが、大謀網への切替時に12漁場にまで縮小しているが、大正3(1914)年には18漁場に³²⁾、大正8(1919)年には北海道から朝鮮にかけて32漁場に及んだ³³⁾。なお、朝鮮でのブリ定置漁場がいつ始まったのか明らかでないが、大正3(1914)年には、日高栄三郎を含めて21人(含法人)が漁場を所有している³⁴⁾。

日高家の積極的な漁場開発は、日高亀市がその子供達を全国に派遣して漁場調査にあたらせたものであるが、亀市の死後(大正6年)は、長子・栄三郎によって推進された³⁵⁾。上記漁場の中にも休業に陥っていたり、着手したが失敗した例も多い³⁶⁾。赤水漁場も4漁場のうち大正6(1917)年以降は、2漁場が休業していた³⁷⁾。

ともあれ、大正中期には日高家は名実ともに全国一のブリ漁業家となった。これと比肩されるのは、下関の林兼商店であろう。日高栄三郎によって推進された漁場開発は、彼の創設した明治漁業株式会社によって行われたのであるが、戦後不況と放慢経営のために大正13(1924)年に倒産すると、日高家に残されたのは地元の赤水漁場だけであり、それも地元民からの出資を受け、資産の差し押えをした勧銀から経営を委託されて残るのみとなった³⁸⁾。それ故、日高家はそれ以降全くの一地方漁業家となり、技術革新のバックボーンを失った。

第四期：日高家の没落と県下ブリ漁業の安定的推移は、大謀網から落網への転換を主導する活力を欠くことになった。宮崎県のブリ漁獲高は、大正末から昭和初期にかけてと昭和13(1938)年前後に増加の波をみせるが、変動幅は一層小幅になった。漁場数もそれに比例して変動するが、12～13統前後で比較的安定していた(表3)。各漁場毎にみても、漁獲量は比較的安定している³⁹⁾。

宮崎県では、落網の出現は昭和4(1929)年頃と遅いし、普及も遅々としていたが昭和10(1935)年には支配的となった。この段階では、既述の如く優良漁場には大謀網、経済的価値の低い漁場では雑魚の入りやすい落網という具合に漁法が漁場条件に応じて使い分けられ

表3. 宮崎県のブリ定置網漁場数

年 度	漁 場 数	大謀網	落 網	大敷・不明
昭 和 2	9. 12	10	0	2
〃 3	13			
〃 4	17. 16	14	1	1
〃 5	11. 12. 13	12	1	
〃 6	12	12		
〃 7	12	9	3	
〃 10	15	6	9	
〃 14	6. 9	1	8	
〃 15	9	1	8	

(注) 資料によって同一年度でも漁場数は異なるのでそれを併記するが、漁法が明記してある場合にはその年度の最後に記入してある。

資料：『定置漁業界 第2, 10, 14, 17, 23, 42, 45号』より作成

ていた。ところが日中戦争期には漁場数も減少したばかりか、同時にほとんどが落網にかわった。その原因は、資材の不足・労働力の不足にあったと思われる。落網の種類はどれも片落し式であった。

赤水漁場では、昭和7(1932)年頃に落網に変ったが、この時高知県人の指導を受けていたという。12人乗り4隻、50人で操業しており、曳船の動力化はさらに1~2年遅れたという。網材料も箱網の一部に綿糸網が使われただけで⁴⁰⁾、いづれにおいても宮崎県はかつてのブリ定置漁業の先進地という地位から全く後退していた⁴¹⁾。

Ⅲ. ブリ網漁業における漁場利用の変遷

1. 一般的動向

ブリ漁業の本格的な発達は、前章でみたとおり、日高式大敷網の普及以降のことであるが、ここで問題となるのは、ブリ定置網漁業の発達が、旧来の漁場利用関係をどのように再編していくのか、あるいは旧漁業の権利がどれだけ新漁業に継承・延長されていったかである。

これは、当然に日高式大敷網普及以前の漁場利用形態に影響を受けるのであって、それを漁場の排他・独占性の程度に従って3つに分類することができる。

第1は、排他・独占性のない自由な入会漁場であって、そこではブリ大敷網の導入には旧慣がその規制とならずに、新たな漁場利用関係が形成されていく。宮崎県におけるブリ沖廻刺網のような運用漁具でブリ漁業が行われていた地帯がその典型である。勿論、漁業自体が未発達な処女漁場においては、日高式大敷網が、漁場利用関係を新しく創出していく。

第2は、日本海、西南海区の小漁業者間で広く行われていたブリ建刺網のように、小漁業

者によって、漁場の排他的専有の行われていた地帯では、大敷網の導入は旧来の占有利用関係を必然的に再編せざるを得ない。その典型例として京都府の田井・成生をあげることができる。そこでのブリ大敷網の導入は、明治39 (1906) 年のことであるが、定置漁業権は漁業組合が所有し、経営者から漁場地代をとって、建刺網の漁獲減少分を補償していく方式がとられた⁴²⁾。

日高式大敷網以前は、ブリ建刺網漁業が盛んであったことから、大敷網の導入を契機に定置漁業権が組合有となった事例が非常に多かったものと推測される。

第3は、日高式大敷網が導入される以前から、富山湾の藁台網あるいはマグロ大敷・大謀網が発達していたか、またはブリ大敷網からブリ大謀網への転換がなされる場合で、こうした排他・独占性の強い漁業が以前から存在していたところでは、漁業権は旧来の漁場占有利用関係を継承して行われたし、新規出願者の参入余地は極めて小さかった⁴³⁾。

表4. 定置漁業権の所有形態別推移

所有形態 年次	組合有	個人有	その他	計
明治43年 (1910)	6,287 25.0	18,146 72.2	689 2.7	25,122 100.0
大正13年 (1924)	10,882 41.2	14,658 55.4	1,499 5.7	26,439 100.0
昭和5年 (1930)	11,690 41.4	15,271 54.0	1,304 4.6	28,265 100.0
昭和16年 (1941)	13,697 51.8	10,195 38.6	2,543 9.7	26,435 100.0

(注) 下段はパーセント

資料：明治43年は、二野瓶徳夫『明治漁業開拓史』(1981年) 314頁、大正13年と昭和16年は、小沼勇『日本漁業経済発達史序説』(昭和24年) 135頁、昭和5年は、『定置漁業界 第15号』(昭和7年3月) 52~53頁より作成。

表4は、全国の定置漁業権数を所有形態別に示したものであるが、定置漁業といっても、台網類、落網類、柁網類、建網類、出網類、張網類、魴築類を含んでおり、対象魚種も種々であって、ブリ定置網漁業だけを抽出することは困難である。

これによると、明治43 (1910) 年には個人有が72%と圧倒的に多かったが、昭和16 (1941) 年には39%にまで低落した。一方組合有は、25%から52%に増加し、その他(部落有)も3%から10%へ増加している。全体として個人有から組合有あるいは部落有へ定置漁業権が移行しているが、その移行は、大正初期と昭和恐慌期に著しく、定置漁業技術の進歩と社会経済条件の変化に応じたものであったといえよう。

表5は、ブリ台網(大敷・大謀網)のような大型定置のみに限定して、定置漁業権の所有形態別数をみたもので、表4の昭和5 (1930) 年と比較すると、大型定置の漁業権は組合有がより普遍的であった。また、マグロ大敷網・大謀網の発達していた鹿児島・長崎県などとブリ藁台網地帯であった富山県では個人・個人共有が強固である点は、旧来の漁業権者の継承として注目すべきであろう。

表5. 昭和5年, 大型定置漁業権の所有形態

府 県 名	計	組合有	個人有・共有	その他
茨 城	9	8	1	
島 根	2	2		
宮 崎	11	7	4	
福 島	5	5		
京 都	9	5	4	
鹿 児 島	37	7	30	
佐 賀	24	19	5	
徳 島	11	10		1
富 山	10		10	
山 口	9	9		
神 奈 川	14	9	4	1
長 崎	38	11	27	
高 知	38	36	2	
三 重	31	31		
静 岡	22	19		3
千 葉	32	26	6	
福 井	50	45	5	
熊 本	16	16		
大 分	7	5	1	
計	375	270		

資料：「鯺定置漁業経営者調査(一)~(四)」『定置漁業界 第12, 15, 17, 18号』

次に、漁業権の組合有化が、明治43(1910)年以降と昭和恐慌期に進展する理由について考察すると、周知のように明治漁業法(含む旧法)では、定置漁業権は専用漁業権と異り、漁業組合に優先的に免許されるという規定は、全然存在しなかったにも拘らず、漁業組合の要請と行政庁の施策により実際には漁業組合優先免許主義がとられていった⁴⁴⁾。「定置漁業は個人にも免許せよ」と主張した山田は、定置漁業権が地元漁業組合に優先免許される理由として、(1)漁業権は社会政策上より多数の人々・団体に与えられるもので、公益法人たる漁業組合が適当であると考えられたこと、(2)漁業組合の専用漁業権・組合員経済に支障・影響を及ぼすためと推定している⁴⁵⁾。

明治43(1910)年には漁業組合の経済事業を法認し、昭和8(1933)年には経済事業の推進のために漁業法が改正されたが、漁村の中核たる漁業組合の育成のために、漁業組合優先免許主義がとられたのである。特に昭和恐慌期においては、漁場主義論の高揚、経済更生

運動の推進によって促進されるが、特徴は、定置漁業権自体を組合有としたり部落共有化したりするだけでなく、経営自体も地元漁民の手に帰していく点にある。そのことによって一層漁業組合（含む漁業協同組合）事業の活発化をもたらしている⁴⁶⁾。

ブリ定置漁業でいえば、大謀網から落網への転換時期に該当し、漁業権の地元漁業組合への集中、地元内外の個人・法人経営から地元民による共同経営や漁協自営への転換、漁業組合事業の活発化が三重県で典型的に示される⁴⁷⁾。

一方、定置漁業経営者の側にも、乱設による不漁、経営の不振があつて、上記の動向を受容していく基盤が進行していた⁴⁸⁾。

定置漁業権をめぐる問題は、誰に免許するかということと同時に、一定の水面を排他・独占的に占有しなければ成立しえない漁業であるがために、保護区域についての規定がどのように行われていたかが重要である。

明治旧漁業法では、定置漁業を為さんとする者は行政官庁（府県知事）の免許を受くべしとあり（第4条）、同施行規則では既に免許を受けた漁業と相容れない場合は免許されないとある（第8条）のみで、免許の資格要件については、各府県の漁業取締規則や行政官庁の自由裁量に委ねられている。

漁業法施行規則には、定置漁業権と特別漁業権については保護区域を設け、当該漁業の保護をすることができるとなっている。各府県の漁業取締規則をみると、保護区域の制度自体のない府県もいくつかあり、また保護区域の範囲は各府県の実情に応じて種々であつて、統一されていない⁴⁹⁾。昭和10（1935）年現在のブリ定置網漁業を例にみると、大分県ではブリ大敷・大謀・落網いずれも垣網の前面1,000m、後面200m、敷網の周囲400mとなっている。宮崎県ではブリ大敷と大謀が網の前面1,800間、後面200間で、落網では各々200間、50間となっている。隣の鹿児島県では、ブリ大敷・大謀網では前面1,820m、後面360mであり、落網では各々前面360m、後面90mである⁵⁰⁾。3県だけをみても保護水域の範囲はまちまちであること、台網（大敷・大謀）に比べて落網の保護水面は狭小であることが明らかである。県毎に保護水面の範囲に広狭のあることは、県境に敷設された場合紛争の種となり、落網の保護水面が狭小であることは、落網の乱設を生む結果となる。

2. 宮崎県の場合

前節で示した定置漁業権所有と漁場利用をめぐる全国的な動向と対比しながら、宮崎県の場合を検討しておく。この場合も、ブリ漁業の発展段階順に記述するのが至当であろう。

第Ⅰ期：ブリ廻刺網による漁場利用

幕藩期における宮崎県の主要な漁業は、カツオ漁業とイワシ漁業であり、カツオ漁業の餌場の確保、イワシ漁業では地曳網が他漁業の漁場利用を規制していたが⁵¹⁾、その他の漁業は、「各藩共藩内地先ニ於テハ各村浦々ノ地先タルヲ問ハス自由ニ漁業ヲナシ得タルモ藩ヲ脱シタル範囲ノ入漁権ナシ」といった、入会漁場利用が行われていた⁵²⁾。

明治8（1875）年に考案されたブリ沖廻刺網も、運用漁具であつて旧来の漁場利用慣行と抵触することなく登場し普及していった。

新規参入者が殺到し、漁獲減少をひきおこすほどに、この漁業の着手には何らの制約も存しなかった。明治19（1886）年の漁業組合準則に基づいて、翌20（1887）年に設立された「古

江村外六ヶ村漁業組合」の「漁業組合格約書」には「差網ハ明治十四年一月鹿児島県丁第八号達函面朱引区画線外ニ於テハ使用セサル事、但宮野浦ニ於テ差網使用スル場合ハ古江村市振村ハ協議ノ上使用スルモノトス」とあるが⁵³⁾。これはイワシ地曳網との漁場紛争を調停するための条項と思われ、ブリ沖刺網とは直接関係がないかもしれない。

第Ⅱ期：日高式大敷網による漁場利用

ブリ沖刺網にかわって、日高式大敷網の登場は、排他的・独占的漁場利用を必然とするので、旧来の入会漁場利用関係を一変するものとなった。時期が前後するが、大敷網の登場によって作成された明治27(1894)年2月の「宮崎県漁業取締規則」と、明治32(1899)年3月の同規則改正について先に検討しておく。明治27年の規則はブリ大敷網漁業に関して次のように規定している。

「第六条 鱒大敷網ヲ設置セントスルモノハ別紙雛形ニ準シ詳細ノ図面ヲ添ヘ県庁ニ願出許可ヲ受クヘシ

前項設置ノ場所既設大敷網前面ノ魚道凡ソ直径三十町以内ノ距離ニアリト認ムルトキハ之ヲ許可セス但既設者ノ承諾ヲ得タルモノハ此限ニアラス

鱒大敷網前面魚道三十町ノ距離以内ニ於テ鱒刺網鱒曳網ヲ使用スヘカラス但本則發布以前ニ於テ其営業鑑札ヲ受ケタル者ハ此限ニアラス」⁵⁴⁾

次に明治32年の改正文をみると、

「第十条 鱒大敷網……漁業ヲ営ムモノハ図面及使用員数ヲ詳記シ県庁ニ願出許可ヲ受クヘシ

第十四条 左ニ掲クル漁業ハ其各項ニ定ムル期限ニ抛リ許可ス

但第一項……漁業ニシテ満期営業ヲ継続セントスルモノハ期限式ヶ月前継続出願スヘシ

一 鱒大敷網業満十ヶ年以内

第十五条 鱒大敷網鱒刺網鱒曳網鱒繰網ハ既設鱒大敷網ヲ隔ル凡ソ三十町以外ノ場所ニアラサレハ許可セス

但既設者ノ承諾ヲ得タルモノ及明治廿七年二月本県令第七号發布以前ニ於テ営業鑑札ヲ受ケタルモノ此限ニアラス

第十九条 鱒大敷網業ノ許可ヲ得タル後ニヶ年以上営業ヲ為ササルトキハ其許可ノ効力ヲ失フヘシ

正当ノ理由ナク許可ノ効力ヲ失ヒタル免許人ハ同一場所ニ於テ更ニ出願スルヲ得ス」⁵⁵⁾

明治27(1894)年のものは、ブリ大敷網の設置場所図面を添えて出願し許可を受けること、保護区域は、大敷網の前面30町とし、その区域内でのブリ漁業は、既に免許を得ている場合を例外として許可しないという簡単なものであった。しかし、明治32(1899)年の改正では、新たに免許期間を10年とし、その間2年以上休業した場合には免許の取消しが加わった。このことは、明治29(1896)年をピークとした大敷網の設置が、以降激減したのを機に、漁場利用関係を規制し直し、漁業免許をたてに他者の敷設を妨害するといった弊害を除去しようとしたものであった。

「漁業取締規則」は、しかし、以上のように簡単なものであったので、具体的に許可する場合に種々の紛争をひきおこしている。

(1) 東臼杵郡北浦村の事例

東臼杵郡北浦村字宮野浦の山下栄蔵は、明治26(1893)年10月に、ブリ大敷網の出願をし許可されたが、2ヶ月遅れて出願した同村市振の酒井万太郎の申請もまた認可された。これに対してなされた山下の不服申し立ては、酒井が申請した時にはなかったが明治27(1894)年の「漁業取締規則」では、網の前面30町以内は許可せずとあるのに、酒井の申請した場所は、山下敷設のものからわずか6~7町しか離れていない。これでは「自分敷設前程ヲ遮断シ漁業上ニ妨害ヲ与フルコト甚シク為メニ漁獲全ク減少シ最早営業ヲナス能ハサルノ苦境ニ沈倫シタル」と言うのである。以上の実態をもとに、山下が酒井への大敷網許可を取り消すべしと迫った法的根拠は次のようである。すなわち、酒井の申請した漁場(横島網代)は「従来ノ慣行上市振村古江村宮野浦村島野浦村四ヶ村ノ入会網代ナルコトハ……古江村外六ヶ村漁業組合規約ニ明定セル処ニシテ該網代ニ於テ鯽敷網ノ如キ固定漁具ヲ以テ漁業ヲ営マントスルモノハ必ス北浦村南浦村両村長及古江外六ヶ村漁業組合頭取及漁業組合世話人ノ調印ヲ経サレバ出願スヘカラサルモノ」であるが、「願書提出ニ欠クヘカラサル要件ヲ具備セサル不完全ノモノナレハ東臼杵郡長ハ当然却ス」べきであるにも「不右願書ニ対シ許可シタル」は「違法ノ行政処分ナルヲ以テ漁業ノ許可御取消相成候様御裁決奉仰候」というものである。

その後の経過は、同27(1894)年9月に郡役所の仲介で「鑑札許可ヲ取消スコト能ハサルモ万太郎ヲシテ……幾千ノ位置ヲ引込マシムル」こととなったが、「然ルニ二十八年二月ニ至リ双方網ヲ敷設スルニ及ヒテ万太郎ハ前日ノ承諾ノ如ク敷網ノ位置ヲ引込メサルノミナラス毫モ以前ノ位置ヲ変更セスシテ約束ノ履行ヲナサハル」ため、山下も事をあらだて、酒井の免許取消を強く主張するに至ったという。

「漁業取締規則」制定以前における漁業許可は、明治26(1893)年の「宮崎県地方税営業規則」に基づき、漁業組合認可を得たる町村における営業はその組合の頭取ならびに世話人が障害がなければ連署し、障害があれば理由を町村長に副申する。漁業組合がない町村では関係町村長が上記の業務を代行することになっていた。山下の不服申し立ての根拠は、酒井がかかる手続きを無視したにも拘らず、郡長が認可した点にあった⁵⁶⁾。酒井側の反論資料を欠くのは残念であるが、新規漁法であり保護区域が明定されていない段階での、係争とみなすことができよう。

(2) 赤水と鯛名との係争

赤水と鯛名は元来一ヶ村であったが、明治8(1875)年に分離した。その折、共有地は分割したが、漁場も分割するかどうかで紛争が表面化し、同13年に鹿児島県庁はこの漁場を入会漁場とした。それに不満な旧赤水村は裁判に訴えたが、延岡、宮崎裁判所を経て、長崎控訴院でも入会漁場と判決された。それでも止まず大審院にまで持ち込まれたが、同27(1894)年に入会漁場とされた。この長年の紛争によって、「両村殆ント資力枯死」してしまった。

このような中で、赤水の日高亀市が明治25(1892)年よりこの網代場(入会漁場)にブリ大敷網を敷設し、成功をみた。旧鯛名村もそれにならって出願したが、認められず「恨ヲ吞テ日高亀市ノ配下ニ属シ只今漁獲配当金ノ少キヲ陰ニ歎キ赤水村ノ如キハ未ダ出稼漁ナスモノナキニモ不拘鯛名村ニ於テハ拳テ五島平戸地方ニ年々出漁ヲ事トスル亦生活上止ムヲ得サルニ出スルモノアリ」となった⁵⁷⁾。

明治8(1875)年といえは、大小区制の実施による行政区域の変更と、日高喜右衛門・龜

市父子によって、ブリ沖廻刺網の考案された年である。行政区域が分割されたにも拘らず漁場が三ヶ村入会のままとすることは赤水村にとっては、地先の広い漁場を鯛名村・土々呂村にもブリ廻刺網漁業で入会させることになるので、訴訟に及んだのである。大審院で入会漁場と決定した明治27（1894）年には日高家はこの漁場に3統の定置を出願しており、鯛名村の出願は「漁業取締規則」でいう既設漁場の保護区域内であったので許可されず、入会漁場の地代を受けるにとどまったという意味である。

(3) 南浦村島野浦の事例

島野浦では、明治24（1891）年に入会網代場・鼻隈漁場を愛媛県の宇都宮寿平に、10年間、漁場代として漁獲量の10%で貸与した。宇都宮はブリ敷網（日高式ではない）を始めたが、翌25（1892）年には、日高式大敷網に切りかえ漁場代も年間60円と変更していた。宇都宮との契約は明治26（1893）年で中止となり、29（1896）年からは島民共同経営に移行した。一方、明治27（1894）年には、島野浦の有志7人が鼻隈漁場の前面の上ノ高漁場でブリ大敷網を経営したいと申し出があり、部落との間で29（1896）年までの3年間、漁場代は漁獲量の10%で契約された。ところが3年を経過しても漁場代が支払われなかったばかりか、なお継続する動きをみせたので、部落民は「此儘ニ放任シテハ島野浦ノ入会網代場ハ永久彼等数人ノ専有スル所トナリ自分共ハ将来網代ノ使用権ヲ失却スルノ不幸ヲ来タス可キニ依リ別ニ鑑札願ヲ提出シ」で対抗すると共に、訴訟をおこし、原告勝利となった。29年以降鼻隈漁場は、32（1899）年の不漁がため休業・中止した。こうした経過から大正2（1913）年に再開された時は、島野浦漁業組合が免許を取得し、延岡町の大平保に漁場行使させている⁵⁹⁾。

以上3つの事例をみると、明治漁業法制定以前の、しかも「県漁業取締規則」制定前後の法体系が未整備な段階での、漁業権免許申請手続き、免許者認定における混乱ぶりがうかがえる。漁業権免許は島野浦の如く難島であり、部落入会漁場であったところでは、漁業権は部落に所属する。部落の受け取る地代は「村ノ基本財産ヲ創設スルノ目的ニテ先ツ村社神殿新築費ニ充ル迄漁獲高ノ内ヨリ割割」という特殊な性格を持っている場合はともかくも⁵⁹⁾、免許の優先順位は全くなかったといつてよからう。

日高式大敷網は、旧慣の漁場利用に拘束されることなく普及し、それが漁場利用秩序を新たに形成していったのである。

第Ⅲ期：明治漁業法体制下におけるブリ定置漁場利用。

明治34（1901）年に成立した旧漁業法は、旧来の漁場占有利用関係の上になつて、漁業権を確立すると同時に、旧村単位に漁業組合を設立し、少なくとも専用漁業権を帰属させることによって、漁業組合を漁村の中核的存在にしようとした。

宮崎県でも明治35・36（1902・03）年にかけて、地区漁業組合が組織された。これら漁業組合が、定置漁業権の所有、定置漁場の行使にいかにかかわっていくのか、主に係争事例をもって考察する。

(1) 旧鯛名村ブリ大敷網

旧鯛名村は、従来ブリ大敷網の敷設を認められず、日高家経営のブリ大敷網に漁夫として従事していたのみであった。ところが、明治35（1902）年に日高亀市経営の網代が廃止されたのを契機に、旧鯛名村がこの網代を継承したい旨申請を行ない許可された。

出願者は同村柳田龍太郎（初代鯛名漁業組合長）、日野清太郎で、この二人を乙とし、村

民97人を甲として次のような漁場使用に関する契約が作成された。

1. 出願にかかる費用は乙が負担したので、その「報酬トシテ大敷網ノ漁業権即チ該漁場ノ使用权ヲ向フ二十年間乙ニ貸与スル事ヲ甲ニ於テ承諾ス」
2. 乙は「該漁場ニ関スル諸費用及ヒ納税等ノ一切ヲ償却スル義務ヲ負フ事ヲ承認シカツ漁場料トシテ壹ケ年ニ付百円以上五百円以下ヲ漁場所有者ニ支弁スルモノトス但シ初年度ノ漁場料ハ壹百円トシ以後ハ其漁獲高千分ノ拾ノ比例ヲ以テ年々之ヲ定ムルモノトス」
3. 該漁場の「漁獲物ハ歩合配当トナシ網歩六歩ヲ引去リタル残金ハ出漁者資格ノ定マル比例ニ依テ分配ス」⁶⁰⁾

この事例は、鯛名漁業組合が明治36(1903)年に設立され、この契約書は同年12月に交されていることからしても、ブリ大敷網を開始するために漁業組合が結成されたようなものである。漁業権の所有者は、漁業組合と明記されており、上記乙は組合設立の発起人であり、代表者であった⁶¹⁾。経営は部落共同である。

(2) 南那珂郡市木村築島漁場

同漁場に、大正10(1921)年3月油津町所在の日南水産株式会社から出願がなされたが、続いて同年4月には市木村漁業組合が、9月には福島他4漁業組合が出願し、三者競願となった。

日南水産株式会社は、大正8(1919)年にカツオ漁業を目的として設立されたが、第一次大戦後の不況によって「事業ノ成績揚ラズ在来ノ鰹釣漁業ヲ変更シテ漸次定置漁業ニ代ヘムトシ本願ヲ差出」したものである。

市木村漁業組合は、組合員が半農半漁民で、漁業は地先専用漁業権に依存しているが、その地先漁場を他村者に免許されては地元漁業に障害となるので、漁業権は地元漁民と日南水産の共同経営に貸し付けても、漁業権は確保したいというものであった。

福島他4漁業組合の出願は、漁場が市木村漁業組合を含めた6漁業組合の共同専用漁場なので、その共同専用漁業権者が定置漁業権を獲得すべきであるという趣旨から出願したが、その中には市木村漁業組合が抜けており、漁業経営についての構想もなかったので多分に権利の割りこみを狙ったものであった。

これら競願に対して、県は「漁利ノ一部ヲ頒チ組合(市木村漁業組合……著者)ヲ保護スルノ趣旨ニ依リ条件ヲ付シテ」日南水産に許可を与えた。大正10(1921)年12月のことである。この段階で福島他4漁業組合は脱落するが、市木村漁業組合は「右処分ハ違法ニシテ且公益ヲ害スルモノナリトノ理由」により免許処分取消の行政訴訟に持ちこんだ。その趣旨は、原告以外の者に漁業権が許可されると原告組合員の生業が奪われる、原告組合の専用漁業権と相容れない、漁業法施行規則第24条では、免許を受けんとするものが他人の占有する漁場であれば、その占有者の同意が必要であるとするがそれがないというものであった。それに対する被告・日南水産側の反論は、大謀網の位置は魚族の出入りする湾口を閉塞するわけではないので生業を奪うことはない、定置漁業権は専用漁業権による漁業とは漁期、漁業種類が異なるので相容れないものではない、専用漁業権は特定の漁業にのみ付与されているもので、第24条はあてはまらない、したがって原告組合の同意書は不要であるというものであった。

係争期間中、日南水産は漁場調査を行い係争中の漁場の前面に良好な漁場を発見したとし

て大正11（1922）年11月に係争中の漁業権を放棄し、同時に新漁場の漁業権を出願した。新旧漁場は300～400間離れており、両者両立しえると判断して県は、日南水産の出願に許可を与えると同時に市木村漁業組合にも出願漁場の許可を与えることとし願書を提出する様に通牒した。

ところが行政判決は、県が大正10（1921）年12月に行った免許処分を否定し、原告組合に免許すべきとしたのであった。これによって市木村漁業組合は免許された出願漁場にとって後から日南水産に免許された新漁場は、保護水域内であり、漁業に支障となるので、免許取消処分を要求して再び訴訟に持ちこまれた。

その結果は不明であるが、二度目の訴訟は、先願者は原告であり、保護区域をめぐるものなので、比較的単純な問題であった。

築島漁場をめぐる係争は、出願が遅れても地先専用漁業権をもつ地元漁業組合に免許が優先されるかどうかに関する重要な問題で、この点で決め手になったのは、県が日南水産に免許を与える際に「組合ヲ保護スル」ためにつけられた条件の性格についてであった。免許条件とは、漁獲高の35%を市木村漁業組合に分与すること、漁業権を行使しなくなったら無償で組合に譲渡することというものである。このことは、県が定置漁業権が専用漁業権と対立する側面のあることを認定したものであり、定置漁業権の漁業組合免許優先主義から逸脱しているわけではない。行政裁判所の判断も、定置漁業権が専用漁業権、地元の漁業に影響を与えるかどうかは迫られることによって、漁業法には何ら規定されていない漁業組合免許優先主義、漁場主義論に傾斜していくのである⁶²。

(3) 大分県との県境紛争

東臼杵郡北浦村波瀬川原地先の通称芋の子漁場は、明治26（1893）年以来ブリ定置漁業を営んできたが、約1,000間離れた宇土崎に明治28（1895）年頃から大分県がブリ定置の免許を与えた。そのため北浦村から宇土崎近海の境界について問い合わせが出されたが、大分県知事は、宇土崎漁場が休業に陥った31（1898）年に県境外に張り出していないと回答してきた。39（1906）年に宇土崎漁場は南海部郡名護屋村漁業組合に免許されたが、再開されたのは大正4（1915）年のことである。これに対し芋の子漁場側から、宇土崎漁場では県界を越えていると思われるので、宮崎県に調査を要請した。県は調査の結果県界をこえていると判定、大分県知事に漁具撤去を申し入れた。ところが、翌5（1916）年は宇土崎漁場が休業したので問題とならなかったが、6（1917）年に再開されたので、2月26日に乱闘事件に発展し、多数の負傷者を出すに至った。27日に大分県知事に網入れ中止を申し入れたところ、その返答は「宇土崎ニ於ケル網施設ハ正当ノ権利内ニ於ケル行為ナルヲ以テ本県（宮崎県……著者）側ニ於テ之ニ対シ妨害セサル様取締リアリタシ」というものであった。このあと、県界は明定されたようであるが、大分県側は明治39（1906）年の漁業権図を改正したものの、それは以前にも増して芋の子漁場を圧迫するもので、大分県側も強硬であった。このためか、芋の子漁場の漁業権者・今津弥三吉他2名は宇土崎漁場を名護屋村漁業組合から期限付きで買収し、魚道を確保しなければならなかった。この期限がきたのか、名護屋村漁業組合は、昭和7（1932）年に宇土崎漁場の免願出願をした。これに対し今津らの属する市振直海漁業組合と後述する古江漁業組合から免許停止の陳情がなされている。また、宮崎県の申し入れに対し大分県知事は、宮崎県において大謀網漁場保護区域が網の前面1,800間という規定は、

大分県には直ちに適用せられるものではないと回答している⁶³⁾。

この紛争は、海面における県界の確定をめぐる二県の確執であり、保護区域に関する不統一が引きおこしたものであった。

(4) 東臼杵郡北浦村

前記北浦波瀬川原地先の今津弥三吉らの漁場から200間余しか離れていない所に、北浦村古江漁業組合は大正3(1914)年、14(1925)年、15(1926)年の3回にわたって出願をしてきた。この漁場は保護水域内にあり、かつ魚道にあたるので、許可されたら大正6(1917)年に大分県名護屋村漁業組合と演じたような「漁業者間ノ紛議格闘ノ起ルハ火ヲ見ルヨリモ明カ」であった。それで古江漁業組合は保護区域外に場所変更したが、今度はそこが宮野浦漁業組合有の斗桝漁場の保護区域内であったので、宮野浦漁業組合の反対に直面した。そして昭和2(1927)年に、今津弥三吉らと古江漁業組合との間で協定が結ばれる。

甲 東臼杵郡北浦村大字市振 今津弥三吉外2名

乙 東臼杵郡北浦村大字古江漁業組合

1. 甲は、昭和2(1927)年10月に出願した北浦村字瀬平地先漁場のブリ大謀網の位置を変更しないこと。
2. 乙は、昭和2(1927)年10月に出願した同漁場ブリ大敷網の位置を変更しないこと。
3. 甲乙間の距離は150間とする。
4. 甲は、大分県南海部郡名護屋村漁業組合と契約せる宇土崎漁場買収条件の期間を向う10ヶ年間継続契約を締結する手続きに責任をもつこと。
5. 甲が名護屋村漁業組合に支払うべき買収金の3割は向う3年間乙が負担すること。それ以降は5割とする。
6. 3年以内であっても乙の漁場が甲と同程度の漁獲があれば乙の負担の増額を双方協議する。
7. 買収契約ができず、名護屋村漁業組合が宇土崎漁場へブリ網敷設の際は、甲は10年後網の位置をかえても乙は異議なきこと⁶⁴⁾。

この事例は、新規出願者に対して、先占権者が保護区域を楯に反対したので、紛争のあった漁場の賠償金支払いに協力するというもので、協定にこぎつけたものである。

(5) 東臼杵郡南浦村岩佐瀬漁場

昭和9(1934)年2月、南浦村島野浦漁業組合は岩佐瀬漁場に着目し、ブリ大謀網の敷設を計画するや、後面ブリ網の漁業権者たる浦尻漁業組合が反対した。県は、地先水面の漁業権は地元漁業組合に免許する方針であったが、海面上の区分ができなかったので南浦村全体の地先とみなし、村内の島野浦、浦尻、須怒江、熊野江の4漁業組合に共同出願するように伝え、昭和10(1935)年4月に免許した。4漁業組合の協定は、岩佐瀬定置漁業権は共有とし、その経営権、利権の持分は平等とする。事業経営は4組合の協定の上決定するが、初回は昭和16(1941)11月までは島野浦が行う。漁場代は漁獲金額の3.5%とし、島野浦50%、浦尻30%、熊野江10%、須怒江10%の比率で配分する⁶⁵⁾。

この事例は、地勢上地先を区分し得ない水面に設定する漁業権は、関係漁業組合が共有するという新例をひらいたものであった。

以上掲げた事例をみても、明治漁業法体制下では、定置漁業権の免許は漁業組合になされ

ることが県の方針でもあり一般化していくこと、漁業権者となる漁業組合は、地先専用漁業権、小漁業者の経済に定置漁業が障害とならないように配慮すると同時に、定置漁業の経営も地元漁民共同で行う方式を模索していたことを示している。

謝 辞

調査にあたっては、日高宏弥、古川一郎、日高勝義、長野和好、河野茂彦、浜田優、長野梧楼の諸氏および延岡市役所水産課の方々に御協力いただいた。記して深謝する次第です。

注1) ブリ飼付漁業は、明治10年前後に鹿児島県川辺郡知覧村の漁夫によって創始され、川辺郡を中心に発達し、鹿児島県で最も重要なブリ漁業となった。明治40年代には長崎、熊本県に伝わり、次第に発達していく。宮崎県にも伝播するが発達しなかった。

注2) 肝属郡内之浦村でブリ大敷網が開始されたのは明治18年のことで、明治初年頃大分県より伝わったブリ地曳網が、海底に断層が生じたためにその間隙からブリが逃散して漁獲できなくなったために考案された。これは、地曳網の沈子方を縫い合わせて箕形の網を作り、マグロ大敷網の側に取り付けたもので、網は麻製であった。鹿児島県水産課編『鹿児島県定置漁業誌』（昭和7年）1頁。

注3) 山口和雄『日本漁業史』（1976年、東京大学出版会）ブリ漁業の項参照。

注4) 日本学士院編『明治前日本漁業技術史』（昭和34年）には、明治前期まで藁台網漁業が支配的であったのは経済的な理由に基づくものとしている。358～359頁。

注5) 高知県に日高式大敷網が伝播するのは明治31年が最初で、その後急速に普及する。曲建刺網漁業者が「大敷組合」を組織して漁業転換を図っていったこと、宮崎県から技術指導を受けたことが特徴である。中井昭「高知県ブリ網漁業経営史（1）」『高知短大社会科学論集 第17号』（1963年3月）参照。三重県では明治30年代にブリ大敷網が着手されたのは10漁場であるが、うち4漁場はマグロ大敷網からの転換であった。また少なくとも6漁場までは宮崎県人が、経営参加、技術指導、漁夫出稼ぎという形で関与している。三重県定置漁業研究会『三重県定置刺網漁業誌』（昭和4年）より集計。

注6) ブリ大敷網の時は「此漁業ニ於テ切要ナルハ魚見役ノ選択如何ニ在リ若シ夫レ魚見ニシテ未熟ナルカ或ハ台上ニ惰眠ヲ貪ルモノナルトキハ終ニ網中ノ魚モ逸去スルノ虞アリ此故ニ親方ハ他ノ漁夫ヨリモ常ニ優遇スルモノノ如シ」 鹿児島県内務部『鹿児島県水産調査報告』（明治36年）110頁。

注7) 川合角也「大震災記念の定置漁業統計」『定置漁業界 第4号』（昭和3年7月）56～57頁。

注8) 三重県の例では、大正2年に日高式大謀網が導入され、大正4年までに全てが大謀網にかわっている。三重県水産試験場・三重県定置漁業協会『三重県定置漁業誌』（昭和30年）を集計。一方鹿児島県は特殊で、大謀網の導入が大正11年と遅く、大敷網統数を凌駕するのは昭和1年のことである。しかも、大敷網統数は昭和年代にも減少しなかった。その原因は、海水が透明であり、漁期が遅くてブリが上層を遊泳する時期にあたるので、一旦入った魚も容易に脱出するためである。前掲『鹿児島県定置漁業誌』5～7頁。

注9) 昭和4年、今だ落網が普及せず、大謀網が支配的であった三重県下17漁場のうち、県外者で経営参加しているのが明らかなのは8漁場（高知県3、富山県3、東京2）、県外者の漁夫がいるのは11漁場（富山・石川各6、香川2、高知2、不明1）に及ぶ。前掲『三重県定置刺網漁業誌』より集計。

注10) 前掲『三重県定置刺網漁業誌』49頁。

注11) 日本定置漁業研究会『定置漁業権調』（昭和14年）。

注12) 河村兵三「刺網定置漁業の不況対策偶感」『定置漁業界 第29号』（昭和11年7月）8頁。

- 注13) 後藤豪「宮崎県に於る鯨網免許の新例及鯨大謀網落網の動向」『定置漁業界 第10号』(昭和5年7月)190頁。
- 注14) 前掲『三重県定置漁業誌』より集計。
- 注15) 宮崎県企画局編『宮崎県経済史』(昭和29年)284頁。
- 注16) 日高家の家系を必要な限りで記しておくとして、元禄2年に細島から赤水に移住し、代々漁業・水産製造業および回漕業を営んできたが、亀右衛門の代に次男・喜右衛門(文化2年~明治7年)が分家した。喜右衛門の子供は5男2女がいたが三男の亀市(弘化2年~大正6年)が家督をつぎ、本家をしのいで隆盛となった。亀市の子供は7男2女があるが、主要人物は長男・栄三郎(明治2年生れ)、次男・保三郎(明治4年生れ)、四男・靖(明治11年生まれ)、五男・明(明治14年生れ)、六男・不覇夫(明治17年生れ)、七男・信敏(明治23年生れ)である。長男の栄三郎には子供がいなかったので、五男・明の子供である晴衛が一時養子となった。石川恒太郎『日高保三郎翁伝』(昭和27年)24~25頁、「鯨大敷網沿革」(日高家文書)。
- 注17) 宮崎県立図書館所蔵資料 明治29年。
- 注18) 片岡千賀之「宮崎県におけるイワシ漁業の展開」『西日本漁業経済論集 第20巻』(1980年)を参照のこと。
- 注19) 宮城雄太郎『日本漁民伝 下』(昭和39年 いさな書房)日高亀市の項参照。
- 注20) 前掲「鯨大敷網沿革」。
- 注21) 宮崎県立図書館所蔵資料 明治28年。
- 注22) 同上 明治31年。
- 注23) 熊本県農商課『熊本県漁業誌 第一編 上』(明治23年)53頁。ここでは網船2隻、各12人乗りとなっている。
- 注24) 網の構造については、『明治廿八年第四回国内勧業博覧会審査報告』(明治29年)の日高亀市出品のブリ大敷網の項を参照のこと。336~340頁。操業には漁船10隻・132人が従事するとされている。
- 注25) 宮崎県立図書館所蔵資料 明治25年。
- 注26) 同上 明治31年。
- 注27) 前掲「鯨大敷網沿革」。
- 注28) 宮崎県立図書館所蔵資料 大正4年。
- 注29) 同上 大正4年、河野茂彦氏所蔵資料。
- 注30) 宮崎県立図書館所蔵資料 明治38年、大正4年。『宮崎県水産試験場業務報告明治41、42年度』、『宮崎県水産試験場創立十年記念号』(大正2年か)。
- 注31) 水産庁漁業調整第一課『漁場利用基本形態調査報告 No.18』(1952年)から、日高家の県外進出の事例をみておくと、京都府加佐郡大浦村田井へは明治39年に、福井県三方郡西田村日向へは明治末年に始まっている。また、明治40年には若狭湾に4ヶ所入ったとしている。京都府与謝郡朝妻村では、明治41年に宮崎県の太平という資本家が着手している。これらはいずれも刺網漁業地帯であり、日高式大敷網は完全に宮崎県人によって主導された。
- 注32) 『日高亀市翁の事蹟』(昭和30年)、この漁場名をあげれば、地元赤水村3、北浦村市振1、大分県南海部郡西の浦1、静岡県田方郡伊東1、同川奈1、同宇佐見1、同由比浜1、長崎県五島3、佐賀県唐津津集島1、京都府下加佐郡田井村1、福井県大飯郡音海村2、同上瀬村1、石川県鳳至郡三波村1である。
- 注33) 32漁場の場所は、赤水4、市振1、宮野浦1、都井村1が県下で、大分県は浦江町2、下入津村1、福井県大飯郡内海村1、長崎県南松浦郡魚目村3、奈良尾村1、大浜村1、北魚目村1、静岡県焼津1、西倉沢1、田尻北1、千葉県西岬1、岩手県佐須1、北海道砂原1、原歌1、奥尻1、朝鮮7である。「明治漁業株式会社増資趣意・目論見書・定款」(日高家文書 大正8年)。
- 注34) 「大敷網(鯨大謀網を含む)漁業権者住所氏名調」『大日本水産会報 第381号』(大正3年6月)78頁。

注35) 水産庁『漁場利用基本形態調査報告 No.19』(1953年)には、日高不羈夫からの聴取りとして、全国の開拓漁場は、宮崎県4、大分県2、鹿児島県3、福岡県1、佐賀県1、長崎県6、徳島県1、三重県1、静岡県5、石川県2、富山県2、福井県2、新潟県1、京都府3、岩手県3、宮城県2、北海道1、朝鮮3、計43地区があげられている。また日高亀市の「記憶扣」で明治45～大正4年までの漁場名があげられている。47～48頁。これらの漁場名と注31、32とを相互に比較してみれば、開発年次、持続した期間などがほぼ判明するが、ここでは省略する。

注36) 日高家のブリ大謀網漁場の開発例をみると、大正期に漁場開発がなされ、大正10年代には撤退している。No.5は昭和期まで続いているが、日高家単独ではないためであると思われる。

日高家のブリ大謀網の漁場開発事例

	漁 場	経営者名	経 営 期 間
1	宮崎県都井村	日高栄三郎	大正9～10年
2	三重県方座漁場	日高 靖	大正5～?
3	〃 須賀利漁場	〃	大正3～11年
4	鹿児島県上甕島	日高 明	大正10～12年
5	〃 下甕島	日高不羈夫他	大正12～昭和5年
6	〃 久志浦	日高栄三郎	大正4～10年

資料：No.1は野辺幾衛『都井村史』(昭和5年)97頁。
No.2, 3は『三重県定置漁業誌』11, 20頁。No.4,
5は『鹿児島県定置漁業誌』81頁。No.6は伊豆川
浅吉『鹿児島県久志浦における鮪定置漁業経営の変遷』『漁業経済研究 第1巻 第1号』(1953年1月)
37頁。

注37) 前掲「明治漁業株式会社増資趣意書・目論見書・定款」

注38) 明治漁業株式会社は、大正2年に汽船トロール漁業とブリ大謀網漁業を主目的として設立され、大正8年の増資の際に日高家経営の全てのブリ定置網を現物出資していた。日高家文書。

注39) 各年次『油津漁業統計』(油津漁協)、東臼杵郡島之浦のブリ漁獲高(島之浦漁協資料)参照。

注40) 日高勝義氏談。

注41) 金井元「越中式罾落網漁業」『定置漁業界 第47号』(昭和17年7月)には、動力曳船、ウィンチによる手網揚げ、綿糸網の使用がなされている例として富山県が紹介されている。

注42) 渡辺宏彦「漁業権漁業組合有化の評価——京都府田井・成生における定置を中心として——」『漁業経済研究 第8巻 第1号』(1959年7月)、前掲『漁場利用基本形態調査報告 No.18』、原暉三「部落と定置漁業権」『法政大学法学志林』(昭和32年10月)参照のこと。

注43) 『能都町史・漁業編』(昭和56年)に示されている「能登内浦台網漁業組合規約」(明治24年)の旧慣維持体制を見よ。517～520頁。

注44) 前掲「部落と定置漁業権」40, 41, 43頁。

注45) 山田生「定置漁業は個人にも免許せよ」『定置漁業界 第12号』(昭和6年3月)31頁。

注46) 昭和恐慌期に定置漁業権が組合有となっていた顕著な事実については、前記以外にも原暉三「定置漁業権の所有形態と漁業組合有となすべき限界に就て」『定置漁業界 第23号』(昭和9年11月)、杉浦保吉「定置漁業権者は漁業経営者の功績を如何に見るか」『同 第29号』(昭和11年7月)などで指摘されている。

- 注47) 前掲『三重県定置罾網漁業誌』, 前掲『三重県定置漁業誌』参照.
- 注48) 小林音八「定置漁業の整理」『定置漁業界 第10号』(昭和5年7月), 勝部彦三郎「罾大敷網漁業の整理」『同上』, 日高靖「定置漁業の漁場整理」『同 第11号』(昭和5年11月), 小林音八「改正漁業法と定置漁業」『同 第19号』(昭和8年7月), 川合角也「定置漁業権の国家管理と漁業の統計に就て」『同 第24号』(昭和9年11月), 勝部彦三郎「定置漁業権の整理」『同 第30号』(昭和11年11月), 岩崎好洋「革新を要する定置漁業」『同上』, いづれも昭和恐慌期に集中している点に注目.
- 注49) 小林音八「法定制限距離と保護区域」『定置漁業界 第11号』(昭和5年11月), 同「保護区域制の統一に付て」『同 第12号』(昭和6年3月)参照.
- 注50) 「各県定置漁業取締規則抜萃」『定置漁業界 第26号』(昭和10年7月).
- 注51) 片岡千賀之「宮崎県におけるカツオ・マグロ漁業の発展構造——戦前編——」『鹿児島大学水産学部紀要 第27巻 第1号』(1978年12月). 同「カツオ漁業史の一齣」『同 第28巻』(1979年12月)を参照のこと.
- 注52) 農林省水産局『旧藩時代ノ漁業制度調査資料 第一編』(昭和9年), 325頁.
- 注53) 河野茂氏所蔵資料「漁業組合規約書」(明治20年).
- 注54) 水産庁『水産業協同組合制度史 4』(昭和46年)55~59頁.
- 注55) 二野瓶徳夫『明治漁業開拓史』(昭和56年 平凡社)313頁.
- 注56) 宮崎県立図書館所蔵資料 明治27, 28, 29年.
- 注57) 同上 明治35年.
- 注58) 同上 明治30, 大正4年.
- 注59) 同上 明治30年.
- 注60) 同上 明治36年.
- 注61) 南那珂郡南郷村目井津では, 明治27年に資本を募って敷設することになったが, 多数名義で出願すると手数がかかるので, 2名が代表して出願した. 許可がおりたらその2名だけで経営に着手し, 出資漁民との間で紛争となった. 宮崎県立図書館所蔵資料 明治30年.
- 注62) 同上 大正11, 12, 15年, 宮崎県庁水産課所蔵資料「漁業免許取消ニ関スル行政訴訟ノ件」(大正12年).
- 注63) 宮崎県立図書館所蔵資料 大正6, 15年, 昭和2, 7年.
- 注64) 同上 大正15年, 昭和2年.
- 注65) 同上 昭和9年, 前掲「宮崎県に於る罾網免許の新例及罾大謀網落網の動向」189~190頁.